

特定非営利活動法人はぐ

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人はぐ（以下「法人」という。）定款第20条の規程に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職員等)

第2条 事務局は事務局長とその他職員によって構成される。

(職員の職務)

第3条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- (2) 職員は、事務局長の名を受けて、業務に従事する。

(職員の任命及び職務の指定)

第4条 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任命する。

2. 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が立案し、事務局長又は理事長の決裁を受けて実行する。

(規程外の対応)

第6条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は令和3年6月1日から施行する。